

## 有機JASマークが付された有機農産物等に「organic」等と表示してEU加盟諸国へ輸出することが可能となったことについて

今般、欧州連合（European Union。以下「EU」という。）は、我が国の有機 JAS 制度を EU の有機制度と同等と認め、EU で販売する有機食品を生産できる国のリストに日本を追加しました。このことにより、有機 JAS マークが付された有機農産物等に「organic」等と表示して EU 加盟諸国へ輸出できるようになりました。

### 1. 概要

今般、EU で販売する有機食品を生産できる国のリスト（「第三国リスト」）に日本が追加されました。これにより、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号、通称「JAS 法」）に基づき有機 JAS マークが付された有機農産物及び有機農産物加工食品（原材料も含めて日本で生産されたもの）については、「第三国リスト」に掲載された登録認定機関による証明書を付ければ、EU 加盟諸国に「organic」等と表示して輸出できるようになりました。

### 2. 日本に関する「第三国リスト」の内容

「第三国リスト」に掲載された日本に関する内容は以下のとおりです。

#### 1. 製品区分

有機農産物及び有機農産物加工食品

#### 2. 原産地

日本で生産された有機農産物及び有機農産物加工食品（その原材料も日本国内で生産されたもの）

#### 3. 生産基準

有機農産物の日本農林規格（平成 17 年 10 月 27 日農林水産省告示第 1605 号）

有機加工食品の日本農林規格（平成 17 年 10 月 27 日農林水産省告示第 1606 号）

#### 4. 権限当局

農林水産省 消費・安全局 表示・規格課及び（独）農林水産消費安全技術センター

#### 5. 登録認定機関（証明書発行機関）

NPO 法人 兵庫県有機農業研究会

（株）アフアス認証センター

NPO 法人 鹿児島県有機農業協会

NPO 法人 日本有機農業生産団体中央会

NPO 法人 日本オーガニックアンドナチュラルフーズ協会

エコサート・キュー・エー・アイ・ジャパン(有)  
日本認証サービス(株)  
(有)オー・シー・アイ・エー・ジャパン  
海外貨物検査(株)  
NPO 法人 有機農業推進協会  
NPO 法人 エイサック  
NPO 法人 環境保全米ネットワーク  
NPO 法人 おおいた有機農業研究会  
**6.有効期限**：2013年6月30日

お問い合わせ先

消費・安全局表示・規格課  
担当者：国際業務班 渡辺  
代表：03-3502-8111（内線 4481）  
ダイヤルイン：03-6744-2096  
FAX：03-3502-0594

当資料のホームページ掲載 URL  
<http://www.maff.go.jp/j/press/>